

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	心身障害者福祉手当支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は心身障害者福祉手当支給事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者福祉手当支給事務に関する事務
②事務の概要	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮、精神障害者保健福祉手帳1級の方に手当を支給する事務。 杉並区心身障害者福祉手当条例及び同条例施行規則に基づき、手当の認定に対する審査のための地方税関係情報等の確認事務。
③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバプラットフォーム、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者福祉手当受給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第2の項 杉並区心身障害者福祉手当条例(昭和47年杉並区条例第28号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第2の項 杉並区心身障害者福祉手当条例(昭和47年杉並区条例第28号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障害者施策課
②所属長の役職名	障害者施策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部障害者施策課障害者手当・医療係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	廃棄文書においては、特定個人情報が含まれていないか担当者が確認のうえ、ダブルチェックを行い、自係で購入した目の細かいシュレッダーで廃棄している。また、マイナンバー取得の際は、「横断的ガイドライン」を厳守した事務処理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>廃棄文書においては、特定個人情報が含まれていないか担当者が確認のうえ、ダブルチェックを行い、自係で購入した目の細かいシュレッダーで廃棄している。また、マイナンバー取得の際は、「横断的ガイドライン」を厳守した事務処理を行っている。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月20日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成30年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年6月8日 時点	平成29年8月31日 時点	事後	年度経過
平成30年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年6月8日 時点	平成29年8月31日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	I 関連情報 4. ②法令根拠	・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	法改正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年8月31日 時点	平成30年8月31日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年8月31日 時点	平成30年8月31日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年8月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年8月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	I 関連情報 4. ②法令根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	法改正
令和4年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月30日 時点	令和3年9月15日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年9月30日 時点	令和3年9月15日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	組織改正
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月15日 時点	令和4年12月13日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月15日 時点	令和4年12月13日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区障害者施策課障害者福祉係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区障害者施策課障害者手当・医療係	事後	組織改正
令和6年2月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月13日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	自己点検
令和6年2月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月13日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	自己点検
令和6年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバコネクタ、中間サーバプラットフォーム	障害者福祉システム、中間サーバプラットフォーム、共通基盤システム	事後	機器更改のため
令和6年2月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)心身障害者福祉手当受給情報ファイル、 (2)中間サーバコネクタDBファイル、(3)情報連携ファイル	心身障害者福祉手当受給情報ファイル	事後	自己点検
令和7年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年2月1日 時点	令和7年2月25日	事後	自己点検
令和7年2月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年2月1日 時点	令和7年2月25日	事後	自己点検